

1. 組織名

一般社団法人新経済連盟

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

①一時的複製は著作物の複製にあたらぬものとするべきである。一時的複製は、消費者が技術を利用し又はサービスを享受するにあたり不可欠であるところ、一時的複製にまで著作権者の排他権が及ぶとすると、消費者の便益の実現が妨げられるだけでなく、技術の発展も阻害されることになりかねない。また、一時的複製により著作権者の利益が実質的に害されている状況にあるともいえない。

②著作権保護期間については、国内でも種々の議論があり、保護期間を延長すると死蔵される著作物が増加するなどの負の効果が発生する恐れが高いとの指摘もあることを踏まえると、慎重に検討するべきである。

③著作権侵害に対する刑事罰について、交渉参加国が、各々の国の法的枠組みに適合した均衡ある処罰を規定できるよう柔軟性を確保すべきである。特に、著作権侵害罪の非親告罪化や法定損害賠償制度の導入については、表現活動への萎縮効果や我が国の二次創作文化の発展を阻害しかねないことから特に慎重であるべきである。

④医薬品に関する特許期間の延長を含め医薬品特許保護の過度な強化により、医薬品の安価な流通やジェネリック化が阻害されないよう配慮して交渉すべきである。

1. 組織名

一般社団法人新経済連盟

該当する交渉分野

越境サービス

3. 提出意見②

該当する交渉分野

越境サービス

意見

- ①内外の競争環境上のイコールフッティングの確保に留意しつつ、越境サービスを過度に阻害しない合理的な制度とすべきである。
- ②越境取引の増加に伴い、関税や内国課税の取り扱いをどうするかが課題となってくるが、国内事業者と国外事業者との公平な競争環境の確保も含めて議論をすべきである。

1. 組織名

一般社団法人新経済連盟

2. 提出意見③

該当する交渉分野

電子商取引

意見

①国境を超える自由な流通の確保を図ることとし、プライバシー保護や消費者保護とのバランスのとれたものとするを基本原則とすべきである。電子商取引を他の形態の取引と比較してことさら特別視し合理的な理由のない異質の規制を取り入れるべきではなく、過度な規制は、かえって消費者の利益が害されることにもなるので、そのようなことがないように十分配慮して交渉にあたるべきである。その際、APECでの越境プライバシー執行の取り組みを含め各国での取り組みにも十分留意してバランスのとれた制度設計を目指すべきである。

②電子送信・コンテンツに対する関税を恒久的に不賦課とするべきである。

③インターネットサービスに対する外資規制等により、サービスの展開が阻害されることがないようにすべきである。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。